

覚 書

東海市及び知多市（以下「両市」という。）は、平成21年11月2日の東海市・知多市病院連携等協議会の中間報告を受けて、地域医療を守るとともに、知多半島医療圏の北西部地域に求められる二次救急医療や質の高い医療サービスを住民に提供するため、東海市民病院及び知多市民病院（以下「両市民病院」という。）の経営を統合し、医療機能の再編、新病院の建設等を実施するために、次のとおり覚書を締結する。

- 1 両市は、両市民病院の経営を一本化し、共同して病院事業の運営を行うため、一部事務組合西知多厚生組合（以下「現組合」という。）へ病院事業を移管する。
- 2 病院事業移管に関する基本事項は、次のとおりとする。
 - (1) 現組合は、名称、負担割合等必要な規約改正を両市の平成21年12月市議会定例会に提案する等必要な手続き等（組織機能の強化を含む。）を経て、新たな組織（以下「新組合」という。）に改組する。
 - (2) 新組合の名称は、仮称「西知多医療厚生組合」とする。
 - (3) 新組合は、平成22年4月1日から病院事業を実施する。
 - (4) 病院事業の経費に係る負担割合は、均等を原則とする。ただし、平成22年度に限り、両市はそれぞれの病院の運営に必要な費用を積算し、双方が負担する。
 - (5) 両市は、病院事業に必要な関係職員を現状の身分を有したまま、平成22年4月1日に新組合へ派遣する。
 - (6) 新病院建設、両病院の連携等に関する具体的事項は、新組合で協議を行うものとする。ただし、新病院建設用地の選定作業については、直ちに両市が共同して進める。
 - (7) 新組合運営に係る一般管理費及びその他必要な経費は、両市が均等に負担することを基本とする。

この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両市が協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年11月6日

東海市長 鈴木 淳 雄

知多市長 加藤 功